

特定健診

(40歳以上の国民健康保険の加入者の方にお知らせします。)

特定健診（メタボ健診）もう受診しましたか？

寒くなってきましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか、健康な身体で生活していますか？健康だと思っている方も「あなたは本当に健康ですか？」と聞かれてどれくらい自信がありますか？。少し不安になった方は、10月広報と一緒にお配りした健康まつりのチラシの裏面の「健診結果から今後10年間のあなたの危険度を判定してみましょう」で危険度の判定を行ってみませんか？チラシが手もとに無い方は羽曳野市のホームページの「がんばれメタケルくん」の「健診結果からあなたの未来を予想してみましょう！」からも判定できますのでぜひ利用してください。

判定するためには血糖値やLDLコレステロールや血圧の値が必要です。まず特定健診（メタボ健診）を受けましょう。「健診」は「検診」とは違い、何か一つの病気を見つけるためのものではありません。健診で高血圧や糖尿病などが見つかりますが、これらは、通常、無症状で、すぐに命に別状があるわけではありません。しかし高血圧や糖尿病をそ

のまま放置しておくと、その後10～20年にわたって、異常がない人に比べて3～4倍も脳卒中や心筋梗塞になりやすくなります。脳卒中や心筋梗塞は、もし発症すれば命の危険があり、入院で高額の治療費もかかります。また後遺症が残ると外出などができなくなって生活も不自由になります。したがって**今、健康な人、何も症状がない人こそ、健診を受けるべきなのです。**

年に1度は特定健診を受けて自分の身体の状態を把握しておきましょう。そして、健診結果でメタボリックシンドロームが見つければ特定保健指導を受けて生活習慣を改善しましょう。

特定健診を受けるためには特定健診受診券・保険証・自己負担金（1000円）が必要です。

特定健診受診券が手もとに無い方は再発行しますので保険年金課で申請してください。

健診で防ごう！
メタボリックシンドローム
メタボあつきり☆
がんばれ！メタケルくん

メタケル

ホームページも展開しています。

検索

(保険年金課)

(協会けんぽの加入者の方にお知らせします。)

全国健康保険協会大阪支部より、生活習慣病予防健診および特定健康診査にかかる受診案内です。

全国健康保険協会※（協会けんぽ）にご加入の皆様へ

※平成20年10月に政府管掌健康保険（政管健保）が、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に変わりました。

ご加入の健康保険制度の種類につきましては、お手持ちの健康保険被保険者証にてご確認ください。

健康診断のお知らせ

協会けんぽでは、加入者（任意継続加入者も含む）の皆様の健康保持増進のため、

35歳以上の『加入者「ご本人」』の方を対象に、

生活習慣病予防健診

40歳以上の『加入者「ご家族」』の方を対象に、

特定健康診査

年度中（4月～翌年3月）に一度の受診に限り、健康保険から一部補助することができます。

を実施しております。

ご注意

『加入者「ご本人」様と『加入者「ご家族」様とでは、受診できる健診機関（医療機関）、検査項目、検査費用、申込方法などが異なります。

詳しくは、全国健康保険協会ホームページをご覧ください。

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
全国健康保険協会 大阪支部 保健サービスグループ
06-6201-7077

協会けんぽ

検索